

令和6年度（令和7年4月採用）
長久手市一般任期付職員(防災官)
採用候補者試験 募集要項

1 試験区分・採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
防災官	1人	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、次の <u>いずれにも該当する人</u> 1 学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した者 2 地域防災マネージャーの資格を有する人もしくはそれと同等の知識及び経験を有する者（※） ※次のア及びイを満たす者 ア 内閣府の実施する「防災スペシャリスト養成研修（基礎以外の全コース）」又は防衛省の実施する「防災危機管理教育」を受講した者 イ 国の行政機関職員の課長補佐相当職以上の職位を経験し、防災行政経験5年以上又は災害派遣任務を有する部隊等経験2年以上の者

※1 職務経験は、令和6年12月31日時点で、受験資格を満たしていることが必要です。

※2 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 任用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

※任用期間は、5年を超えない範囲で更新する場合があります。

3 主な職務内容

防災、国民保護、緊急事態（危機）に関する業務

- (1) 有事における災害対策本部等の運営
- (2) 業務に従事する職員の育成及び支援
- (3) 関連計画、マニュアル等の整備及び見直し
- (4) 講習会、訓練等の企画立案、実施
- (5) その他、防災、国民保護、緊急事態（危機）に関すること

4 試験日等

日 時	合格発表
令和7年1月19日（日） （詳細は、12月26日（木）以降に書面にてお知らせします。）	2月7日（金）頃 （郵便にて通知）

※試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

5 試験の方法

内 容
作文試験 （テーマについて、記述する試験を行います。）
口述試験 （主として人物について、個別面接による試験を行います。）

※試験内容は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

6 受験手続

区 分	内 容
申込方法	[持参による申込] 下部の提出書類を人事課人材育成係へ提出してください。 [郵送による申込] 下部の提出書類を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課人材育成係まで書留郵便でお送りください。 なお、書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。受付期間内に連絡が取れない時は、申込書類を返送しますので、ご了承ください。 【送付先】 長久手市役所市長公室人事課人材育成係 〒480－1196 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561－56－0604

提出書類	①試験申込書 ②受験資格に必要な研修等を修了したことがわかる書類の写し ア 「地域防災マネージャー」の証明書 イ 「防災スペシャリスト養成研修（基礎以外の全コース）」又は 防衛省の実施する「防災危機管理教育」の修了証 ③業務経歴書（②がイの場合） 受験資格の２のイの業務経歴を記載してください。 <注意事項> 障がい者で、試験受験の際に配慮が必要な方は、可能な範囲で配慮を行いますので、任意の様式に、必要とする配慮と理由を記載したものを、併せて提出してください。ただし、対応できない場合もありますので、ご了承ください。 ア 試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。 イ 写真（上半身、脱帽、正面向、縦４cm×横３cm）は、３か月以内に撮影したものを用意してください。 ウ 記入の際は、消えるボールペンは使用しないでください。 エ 最終合格決定後、合格者には職務経歴の確認のため、在職証明書を提出していただきます。 オ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。 【内定後に必要な書類】 ・最終学歴の卒業（見込）証明書
受付期間	[持参による申込] 令和６年１２月２０日（金）まで 受付時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで （土・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受付できません。） [郵送による申込] 令和６年１２月１８日（水）まで 期間内の消印有効 【送付先】 長久手市役所市長公室人事課人材育成係 〒４８０－１１９６ 長久手市岩作城の内６０番地１ 電話 ０５６１－５６－０６０４
試験の詳細	試験の詳細は、１２月２６日（木）に発送します（予定）。 なお、令和７年１月９日（木）までに届かない場合は、人事課人材育成係までお問い合わせください。

7 給与（令和6年7月現在）

(1) 初任給（地域手当含む。）

	高 校 卒	大 学 卒
給料月額	1 8 7 , 9 9 0 円	2 2 2 , 6 4 0 円

※ 職歴等により加算される場合があります。

(2) その他諸手当

- ア 期末手当 給料、地域手当等の2.45月分
イ 勤勉手当 給料、地域手当等の2.05月分
ウ 通勤手当 自家用車（月額最高31,600円）
公共交通機関（月額最高55,000円）
エ 住居手当 賃貸住宅（月額最高28,000円）
オ 扶養手当 配偶者（月額6,500円）
子 1人当たり（月額10,000円）
その他 1人当たり（月額6,500円）
カ その他 時間外勤務手当、特殊勤務手当など勤務実績により支給

(3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

(4) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(5) 年収のモデルケース

【例】

高校卒、実務経験29年、配偶者を扶養し、市外（5キロ内）から自動車通勤、賃貸住宅に入居する場合

- ・初年度の年収 約545万円（初年度の最初の賞与は3割支給）
- ・2年度目の年収 約590万円（賞与満額支給）

7 採用の時期

- (1) 試験に合格すると採用が内定されます。
- (2) 採用が内定した人は、令和7年4月1日に採用され、市役所本庁等に配属されることとなります。
- (3) 勤務時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までです。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課人材育成係

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1（長久手市役所本庁舎2階⑬窓口）

電 話 0561-56-0604（直通）

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp（人事課代表メール）